

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成21年度遠軽町一般会計予算） |
| 日程第 8 | 報告第 5号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算） |
| 日程第 9 | 報告第 6号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算） |
| 日程第10 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町一般会計補正予算第11号） |
| 日程第11 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第5号） |
| 日程第12 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号） |
| 日程第13 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町一般会計補正予算第2号） |
| 日程第14 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第1号） |
| 日程第15 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第16 | 議案第 2号 | 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第 3号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第18 | 議案第 4号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第19 | 議案第 5号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第20 | 議案第 6号 | 網走地方教育研修センター組合理約の変更について |
| 日程第21 | 議案第 7号 | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 8号 | 遠軽町行政改革推進委員会条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第 9号 | 遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第10号 | 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 |

改正について

- 日程第 2 5 議案第 1 1 号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 2 号 遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 3 号 遠軽町税条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 1 4 号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 1 5 号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 1 6 号 遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成
に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 1 7 号 遠軽町収入証紙条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 認定第 1 号 平成 2 1 年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計
歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 一般質問
- 日程第 3 5 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 ・ 2 3 年度北 2 丁
目団地公営住宅新築工事（2 号棟）（建築主体））
- 日程第 3 6 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 ・ 2 3 年度北 2 丁
目団地公営住宅新築工事（第 2 号）（設備））
- 日程第 3 7 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度遠軽町埋蔵文
化財センター改修工事（建築主体））
- 日程第 3 8 議案第 2 2 号 財産の取得について（平成 2 2 年度遠軽町公営バス購入）
- 日程第 3 9 議案第 2 3 号 財産の取得について（平成 2 2 年度除雪ドーザ（ロータリ
装置付）購入）
- 日程第 4 0 議案第 7 号 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関す
（付託案件） る条例の制定について
- 日程第 4 1 議案第 8 号 遠軽町行政改革推進委員会条例の制定について
（付託案件）
- 日程第 4 2 意見案第 1 号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を
求める意見書
- 日程第 4 3 意見案第 2 号 ワクチン接種に関する意見書
- 日程第 4 4 意見案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、
教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 1 年度国家予算
編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 4 5 意見案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 4 6 意見案第 5 号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

平成 2 2 年第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 6 月 2 1 日（月）午前 1 0 時 0 1 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 1 年度遠軽町一般会計予算） |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 1 年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算） |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 1 年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算） |
| 日程第 1 0 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算第 1 1 号） |
| 日程第 1 1 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号） |
| 日程第 1 2 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 1 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度遠軽町一般会計補正予算第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 号 | 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 号 | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |

《平成 2 2 年 6 月 2 1 日》

- 日程第20 議案第 6号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
日程第21 議案第 7号 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第22 議案第 8号 遠軽町行政改革推進委員会条例の制定について
日程第23 議案第 9号 遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部改正について
日程第24 議案第10号 遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第25 議案第11号 遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第26 議案第12号 遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
日程第27 議案第13号 遠軽町税条例の一部改正について
日程第28 議案第14号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
日程第29 議案第15号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第30 議案第16号 遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第31 議案第17号 遠軽町収入証紙条例の一部改正について
日程第32 議案第18号 平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
日程第33 認定第 1号 平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田 篤 秀 君	17番	浅水 輝 彦 君
	1番	石田 通行 君	2番	今村 則 康 君
	3番	清野 嘉之 君	4番	林 照 雄 君
	5番	黒坂 貴行 君	6番	松田 良一 君
	7番	岩上 孝義 君	8番	山田 和夫 君
	9番	岩澤 武征 君	10番	杉本 信一 君
	11番	山谷 敬二 君	12番	高橋 眞千子 君
	13番	荒井 範明 君	14番	阿部 君枝 君
	15番	奥田 稔 君	16番	高橋 義詔 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教育委員会 富永 史朗 君

《平成22年6月21日》

		委 員 長	
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農業委員会会長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	磯 貝 勝 幸 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君
滞 納 対 策 室 長	藤 江 敏 博 君	総 務 課 長	寒 河 江 陽 一 君
情 報 管 財 課 長	岩 山 靖 彦 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君
財 政 課 長	太 田 守 君	保 健 福 祉 課 長	岡 村 宏 君
住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君	税 務 課 長	鈴 木 光 男 君
保 育 課 長	安 江 陽 一 郎 君	農 政 林 務 課 長	村 本 秀 敏 君
商 工 観 光 課 長	大 河 原 忠 宏 君	建 設 課 長	中 川 原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	会 計 管 理 者	松 本 妙 子 君
水 道 課 参 事	岸 野 博 美 君	生 田 原 総 合 支 所 支 所 長	石 川 弘 美 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 支 所 長	工 藤 敏 広 君	白 滝 総 合 支 所 支 所 長	池 田 博 利 君
教 育 課 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
総 務 課 長	松 橋 行 雄 君	社 会 教 育 課 長	中 村 哲 男 君
社 会 体 育 課 長	工 藤 重 雄 君	図 書 館 長	佐 川 哲 史 君
総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 博 之 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 田 英 俊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 博 之 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	伊 藤 雅 彦 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	梶 田 淳 一 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成22年第3回遠軽町議会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成21年度及び平成22年度例月出納検査の結果、教育委員会の活動状況及び点検・評価報告、水道料金の債権放棄の報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第34までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩澤議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義詔議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成22年第3回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月16日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月23日までの3日間と決定いたしました。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、本日、6月21日午後5時までに事務局へ提出されるよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月23日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成22年第3回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

初めに、第2回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

口蹄疫の状況と遠軽町における対応についてであります。ことしの1月以降、中国、台湾、韓国で発生した口蹄疫は、その後4月に宮崎県の繁殖農家で疑似患畜が確認されて以来、現在なお終息の兆しを見せない状況にあります。

国は、5月17日に口蹄疫対策本部を設置し、我が国初の殺処分を前提としたワクチン接種を実施しており、宮崎県における5月末日現在の発生状況は、牛、豚、やぎ等で16万4,057頭に上っています。

一方、北海道庁及びオホーツク総合振興局にも5月21日付で口蹄疫侵入防止対策本部が設置されるとともに、管内においては、オホーツク総合振興局家畜伝染病防疫連絡会議が開催され、管内市町村と対応策等について協議がなされております。

また、町の対応ですが、町内の全畜産農家に対し、ウイルス侵入防止対策の徹底を周知するとともに、直ちに聞き取り調査を実施し、全頭異常がないことを確認したところであります。

防疫体制につきましては、遠軽町農業推進協議会畜産部会が中心となり、全畜産農家に対して石灰及び消毒薬を配布するとともに、5月27日に開催しました遠軽町家畜自衛防疫組合総会において、発生した場合における各関係機関の役割等について再確認し、ウイ

ルス侵入防止対策に万全を期すことを申し合わせたところであります。

さらには、入牧を終えている町内の公共牧場に通じる町道の通行規制を行うとともに、役場庁舎、各総合支所庁舎を初め、特に町外からの来庁者の多い公共施設等の出入りに消毒マットを設置し、ウイルスの侵入防止に努めているところであります。

町民並びに関係機関の皆様にご理解と御協力をお願いするとともに、一日も早い終息を望むものであります。

次に、観光及び産業振興についてであります。4月29日に、太陽の丘えんがる公園及び丸瀬布森林公園いこいの森をオープンしたところです。太陽の丘えんがる公園では、虹のひろば管理棟において、オープンイベントを行ったほか、いこいの森では、半年ぶりにSL雨宮21号を運行したところです。高規格道路の開通に伴い、札幌、旭川方面からの交通量がふえており、本格的な観光シーズンを迎え、入り込み客の増加と経済の活性化が期待されるところです。

6月6日には、丸瀬布平和山公園及び弘政寺において、第38回まるせつ藤まつりが開催されました。花の開花におくれはあったものの、当日は久々の好天に恵まれ、町内外から大勢の人々が来場し、吹奏楽の演奏や歌謡ショーで大いににぎわったところであります。

また、地域資源を活用した産業の振興を目的として、本年2月に町も参加をして発足しましたオホーツクえんがる産業振興協議会において、第一弾の取り組みとして5月10日から6月30日までの期間、匠のアスパラ料理フェアを実施しており、町民の皆様から御好評をいただいているところであります。

次に、白滝地域で発生しましたヒグマによる家畜の被害についてであります。5月5日早朝、東白滝の畜産農家において、牛1頭が肥育牛舎内でヒグマに襲われ死亡しているのが発見されました。

このことから、町、えんゆう農業協同組合、遠軽警察署、猟友会等が連携し、肥育牛舎周辺に電気さく、爆音機及び箱わな2基を設置するとともに、ハンターによる巡回警備等を行ったところです。

また、周辺に熊出没注意ののぼり旗を設置し、地域住民への周知を行うとともに、山菜採りに訪れる方に対し、注意喚起を行ったところです。

ヒグマによる家畜被害は、昨年と同じ肥育牛舎において発生しており、被害に遭われた畜産農家の方に心からお見舞い申し上げます。

また、昼夜を問わず被害防止等に対応いただいた関係機関の皆様へ、心から感謝を申し上げます。

なお、ヒグマについては、遠軽町内全域が生息地でありますので、今後とも関係機関の皆様のご協力をいただきながら、生活安全の確保、農業被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関係についてであります。平成22年度末をめどに、現防衛計画の大綱

《平成22年6月21日》

見直しと中期防衛力整備計画の策定が進められるのを受け、5月14日、東京都において、北海道駐屯地等連絡協議会主催の北海道の自衛隊体制維持を求める中央総決起大会が開催され、自衛隊協力諸団体とともに参加してまいりました。大会には、道内選出の国会議員を初め、市町村長など約450人が参加し、大会決議を全員一致で採択し、その後、民主党、防衛省に要請活動を行ってまいりました。

今後も、関係団体と連携を図り、存置活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、子ども手当の申請状況についてであります。子ども手当につきましては、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援する制度として、児童手当制度にかわり、ことしの4月1日から実施されております。

支給対象が小学校終了までの子供から中学校終了までの子供に拡大され、児童手当制度で設けられていた所得制限が撤廃されたことにより、新たに申請が必要と見込まれる765世帯に申請書を送付したところであり、5月末日現在296世帯から申請があったところであります。

なお、申請があった世帯につきましては、6月10日に1回目の支給をしておりますが、申請をされていない世帯につきましては、9月30日を過ぎると満額支給を受けることができなくなるため、広報、ホームページ、学校等を通じて周知を行い、申請漏れがないように努めてまいります。

次に、株式会社遠軽農業振興公社についてであります。5月21日開催の第21回定時株主総会におきまして、代表取締役社長、取締役副社長、取締役専務が辞任されたことに伴い、後任取締役の選任が行われ、取締役に私と、菅井えんゆう農業協同組合理事、高嶋経済部長が選任されました。

また、同日開催されました取締役会において、代表取締役社長に私が、取締役副社長に菅井えんゆう農業協同組合理事が選任されましたので御報告いたします。

次に、株式会社フォーレストパークについてであります。株式会社フォーレストパークは、第三セクターとしてロックバレースキー場の管理運営を行ってまいりましたが、昨年8月の臨時株主総会において、将来の経営を勘案すると町による管理運営が望ましいとの考えから、財産を町に売却し会社を解散するという方針が決定されました。

この会社の方針を受け、町として今後の方向性を検討してまいりましたが、教育的・社会的にも、また観光施設として重要な施設であるロックバレースキー場は、今後も存続していく必要があると判断いたしました。

このため、指定管理者制度の導入を前提に、株式を町が取得し、町出資100%の会社として管理運営していくという方針を議会各委員会に説明させていただき、御理解をいただいたところですが、管理、資格などの課題を解決するまでに時間を要するため、指定管理者を指定するまでの間、これまでどおり運営してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、株式取得にかかる予算については、本議会において提案するものであります。

《平成22年6月21日》

また、5月31日開催の第15期株主総会におきまして、任期満了に伴う役員改選が行われ、取締役佐々木遠軽商工会議所会頭、渡辺えんがる町観光協会会長、高橋遠軽町体育協会副会長、広井副町長が選任され、同日開催されました取締役会において、代表取締役社長に広井副町長が選任されたことをあわせて御報告いたします。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます

報告第1号から報告第3号につきましては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークからそれぞれの経営状況について報告を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第4号から報告第6号の繰越明許費繰越計算書につきましては、平成21年度遠軽町一般会計、平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計及び平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計にかかる繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、それぞれ翌年度に繰り越しましたので、同条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

承認第1号から承認第3号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方交付税、地方譲与税及び道支出金等の確定に伴い、平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

承認第4号及び承認第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成22年度老人保健拠出金の確定に伴い、同拠出金の納付に急を要したため、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）及び平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第1号表彰につきましては、遠軽町表彰条例に該当いたします対応者の表彰について、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号北海道市町村備荒資金組合格約の変更、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更、議案第5号北海道市町村総合事務組合格約の変更及び議案第6号網走地方教育研修センター組合格約の変更につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、それぞれの規約の変更について協議したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長に伴い、引き続き固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定するものです。

議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町の行政改革の推進に関する事項を調査、審議する附属機

《平成22年6月21日》

関を設置するため、条例を制定するものです。

議案第9号遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部を改正につきましては、行政組織の事務分掌の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第10号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正及び議案第11号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第12号遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第13号遠軽町税条例の一部改正、議案第14号遠軽町都市計画税条例の一部改正、議案第15号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第16号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

議案第17号遠軽町収入証紙条例の一部改正につきましては、廃棄物の処理に関する清掃手数料取り扱いの区分の追加に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第18号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

歳出につきましては、危機管理指導員の配置にかかる人件費、庁舎暖房用真空ポンプの取りかえにかかる経費、株式会社フォーレストパークの民間株式取得にかかる経費、遠軽町社会福祉協議会が建設する小規模多機能型居宅介護施設にかかる補助金、国の緊急経済対策として継続された女性特有のがん検診推進事業にかかる経費、緊急雇用創出事業にかかる経費、丸瀬布林産協同組合が主催する木芸館開館20周年記念事業にかかる補助金及び3月21日の強風被害によるロックバレースキー場ポンプ室修繕にかかる補助金等を計上したところです。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄付者の御意志に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

認定第1号平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、同組合が平成22年3月31日をもって解散したため、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要であります。

なお、工事請負契約の締結等について追加提案いたしたいと考えておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたします

《平成22年6月21日》

ので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、第3回遠軽町議会定例会の行政報告と提出案件要旨の説明を終わらせていただきます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社生田原振興公社の経営の状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成21年度の事業報告書、別紙2が平成22年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第19期平成21年度事業報告書から説明いたします。

事業期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について要約して報告いたします。

まず、ノースキング入浴利用者についてであります。年間利用実績は約1カ月間のろ過器取りかえ工事で入浴できない影響もあって、前年に比べ1,802人減の5万4,690人、宿泊利用者につきましては、前年に比べ1,573人減の9,050人となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者についてであります。新たにカプラを購入し、イベントや企画展を開催をするとともに、旅行業者へ営業・販売促進に努め、入館者の増員に取り組みましたが、新型インフルエンザの影響もありまして、年間利用実績は前年に比べ465人減の2万2,689人となりました。

売店売り上げ等につきましては、館内の販売だけではなく、えんがる町観光協会や民間業者へ積極的な営業を行い、生キャラメル、チーズケーキ、木の砂場などの販売に努力をし、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせまして、4,897万円で、前年度に比べ1,407万円増加となりました。

一般管理費につきましては、原油価格も落ち着き、また、経費節減に努めた結果、前年に比べ1,226万円減の1億2,128万円となり、総体の売り上げは1億4,924万円、経常利益は69万円と増収、増益となりました。

しかし、ノースキング及びちゃちゃワールド館内の公社が所有する設備備品を売却するに当たり、温泉設備、水中ポンプにつきましては、平成5年度から平成20年度まで補助金として支払いを受けていたため、寄附することとし、その他の財産につきましては、売却した結果、合わせて2,556万円の特別損失が計上されました。

《平成22年6月21日》

以下、年間集客数及び役員会等、3ページに会社の概要、4ページ、株主名簿、5ページ、ノースキング及びちゃちゃワールド館の利用実績につきましては、御参照願いたいと思います。

次に、6ページ、貸借対照表について、資産の部より説明をいたします。

流動資産については、現金及び預金から未収金まで、合わせて3,208万2,589円、固定資産は有形固定資産のリース資産と建物で、合わせて64万7,127円、無形固定資産は電話加入権で7万6,440円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は3,281万6,156円であります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は、買掛金から未払消費税まで合わせて2,518万5,452円で、同額が負債合計であります。

次は、純資産の部についてであります。

株主資本につきましては、資本金が3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス2,406万9,296円で、純資産合計は763万704円であります。

これによりまして、負債・純資産の合計額は資産合計と同額の3,281万6,156円であります。

7ページをお開き願います。

損益計算書について説明をいたします。

純売上高は、売上で1億4,923万7,012円、売上原価は期首棚卸高に仕入れを加え、期末棚卸高を差し引いた3,722万7,453円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億1,200万9,559円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から雑費まで、合わせて1億2,127万7,931円で、売上総利益からその金額を差し引いた営業損失は926万8,372円であります。

営業外収益は受取利息から住宅家賃収入まで、合わせて1,043万75円で、営業外費用は支払利息が46万6,916円ありますので、営業損失に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、経常利益は69万4,787円あります。

特別損失についてであります。固定資産売却損が933万3,875円、寄附金が1,622万3,928円、合わせて2,555万7,803円が特別損失であります。

経常利益が69万4,787円に特別損失2,555万7,803円、法人税等充当額20万6,000円を加えますと、当期の純損失は2,506万9,016円あります。

9ページをお開き願います。

このページは、損益計算書の売上明細であります。説明は省略いたしますので、御参照願います。

10ページの株主資本等変動計算書についてであります。

資本金の前期末残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませ

るので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、前期末残高99万9,720円、当期純損益金がマイナス2,506万9,016円でありますので、当期末残高はマイナス2,406万9,296円となります。

以上により、株主資本合計は、763万704円となり、純資産合計も同額であります。

11ページをお開き願います。監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

次に、別紙2、第20期、平成22年度事業計画について説明いたします。

事業期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、平成22年度から24年度までの3年間、指定管理者の指定を受けましたので、協定書に基づき施設の管理運営を行い、宿泊、入浴等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃづくりの指導や物品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

3ページをお開き願います。

平成22年度株式会社生田原振興公社の収支計画書について説明いたします。

まず、収入についてであります。売り上げは入浴売上から受取委託料まで1億4,561万2,000円を見込んでおります。

営業外収益は、施設維持負担金から雑収入まで、1,043万8,000円を見込み、収入総額を1億5,605万円とした計画となっております。

次に、支出についてであります。

仕入れにつきましては、2,955万円、販売費及び一般管理費は人件費として職員給料手当から旅費交通費まで4,463万円、維持物件費は水道光熱費から減価償却まで7,178万円、諸費は交際費から雑費まで777万円を見込み、合わせて1億2,418万円です。

営業外費用は、支払利息20万円、利益を212万円と見込み、総額を1億5,605万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、今のノースキングの関係で、生田原振興公社の関係ですけれども、8ページ、損益計算書ですけれども、

《平成22年6月21日》

この一番下のほうに、特別損失ということで固定資産売却損と寄附金というふうに計上されておりますけれども、先ほどの説明の中では、温泉設備水中ポンプは寄附としてというふうにありますので、これ設備は無償譲渡したということなのですけれども、この場合に寄附金という計上の仕方が適正なのかどうかですね。過去には遠軽農業振興公社ふぁーらいと部門も寄附金というふうに扱っていたのですけれども、この場合は固定資産の無償譲渡ですから、むしろ売却損で計上するほうが私は普通でないかなというふうに思いますけれども、寄附金としてはその根拠というのは何か税法上ありますか。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 御質問にお答えいたします。

ちょっと調べてみたのですけれども、まず、寄附金とは、法人税法上会社が行った金銭、その他の資産を無償で供与することをいい、金銭による場合は金銭の額、金銭以外の資産の場合は資産の価格とされております。したがいまして、今の御質問ですけれども、資産人の譲渡についても、この寄附金に含まれるという解釈をしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

高橋議員。

○16番（高橋義詔君） 8ページの損益計算書売上明細の部分ですが、その他売り上げちゃちゃワールドの1,600万円とあるのですが、その内訳を教えてくださいというふうに思います。

それから、ちゃちゃワールドの入館料というのはどこに計上されているのかという部分。それともう1点が、予算のほうの計画のほうの3ページの、これも同じく収支計算書のその他売り上げ、前年度実績が掛ける49%というふうになってますので、その部分についての御説明をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） まず、1点目のその他の売り上げの内訳についてでございます。

木のおもちゃの関係が、報告書の中でもちょっと説明を加えておりますけれども、ネットヨタさん、この会社につきましては長いお付き合いがございまして、新たにお店を増築といいますか出店といいますか、そういうときに木のおもちゃを買って、キッズコーナーですとか、あるいはショールームの中にこのおもちゃを設置をしているということでありまして、ネットヨタさんでは約1,135万円、そのうちちょっと逆から申し上げますと、ここにはノルディックのプリンとかチーズ、これも含めて売っております。そのプリン、チーズが266万9,000円ですから、900万円ぐらいが木のおもちゃということになるかと思います。そのほかに佐川のアドバンスというところも先ほど説明の中で説明しておりますが、これは木のおもちゃで268万8,000円、そのほかにもう1社大きいのがございまして、ここがチーズケーキなのですけれども、223万5,000

0円。あと金額的には少ないのですけれども、その他ということで、木のおもちゃですとか、カレンダー類が43万4,000円程度というところが大きいところがございます。

それと、2点目のちゃちゃワールドの入館料につきましては、これ町の収入ですので、ここには計上はされておられません。

最後の御質問ですけれども、その他売上げの49%といいますのは、逆に言いますと、800万円の予算ということで、逆算をして約50%ぐらいかなという数字でございます。特に根拠があつての49%という数字ではございません。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

黒坂議員。

○5番（黒坂貴行君） 2点ほどお聞きいたしますけれども、今、ちょうどその他の売上げの説明いただいたのですけれども、まず、8ページ、固定資産売却損とあるのですが、これはもちろんこの前の公社と町側の売買で出た売却損だと思いますけれども、平成21年10月の段階で300万円処分している数字がありますが、これはこの売却損の中に含まれているかどうかというものと、もう1点、6ページの貸借対照表にあるのですけれども、貯蔵品が1,500万円、期末残高も同じ金額なのですが、先ほど、その他の売上げ1,600万円の内訳の引いた中で、貸借対照表の中の買掛金が去年よりもかなりふえていると。それに伴いまして、売掛金もふえているのですけれども、この買掛金と売掛金の何百万円単位でふえているこの、どういった理由というか内訳をできれば教えていただきたい、2点です。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） まず、買掛金のほうから説明をいたします。

これは買掛金、ノースキングとちゃちゃワールドの二つに分かれるわけですが、ノースキングについては、全体で57万9,000円ということで、これにつきましては3月仕入れ分の4月支払い分ということで、買掛金となっております。金額的には57万9,000円であります。

次に、ちゃちゃワールドの買掛金で大きいところなのですけれども、先ほどもその他の売上げでも一部申し上げたところなのですけれども、3月仕入れいたしましたノルディックファームのチーズケーキですとか生キャラメル、これが大体220万円、そのほかに木のプールの代金が、これが320万円、大きいのはその2社でありまして、あとそのほかにも個別的に売りました木のプール、これが90万7,000円、また同じく木の球、木球なのですけれども、これが68万円などとなっております。買掛金のちゃちゃの合計が752万円ということになっておりまして、基本的には3月仕入れをした部分ということでございます。

それと、最初言われました10月に300万円というのはちょっと、もう一度御質問お願いできませんでしょうか。

《平成22年6月21日》

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） それでは、売掛金について説明をいたします。

これも同じくちゃちゃとノースキング二つに分かれてございます。それで、ノースキングについては全体で総額で117万7,000円ということでございます。これにつきましては、ノースキングは共済組合の指定になっておりまして、3月宿泊分につきましては4月請求というか、4月に収入になるということでございます。そのほかに一部それ以外の部分もございますけれども、ほとんどが3月の宿泊に伴う指定補助金の売掛金ということでございます。

次に、ちゃちゃワールドの売掛金につきましては、これも先ほどと説明の中でございましたけれども、佐川アドバンスに対しまして木のプール、これが268万8,000円あります。そのほか先ほども説明いたしましたが、民間のところにチーズケーキ、生キャラメルなどの売掛金としまして223万5,000円、これが大きなところであります。ちゃちゃの合計が527万5,000円という内容となっております。そのほかに3月売り上げ分の手数料等もこの中に一部金額は少ないですけれども、約9万円近く含まれております。とりあえず売掛金については以上であります。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○5番（黒坂貴行君） わかりました。

ただ、その他の売り上げ、1,000万円伸びた中でこれだけの金額の買掛・売掛金の去年100万円のところ800万円、売掛金も100万円のところ五百何十万円というふうにふえてますので、それが売り上げの中で回っていつているのかなというふうに判断したところで、この問題についてはいいですけれども、先ほどの固定資産売却損933万875円のところで、以前ノースキングのカラオケセット、岩盤浴、もろもろを簿価の価格20年度末で3,570万円で、21年度10月末ということで300万円を処分した形をとって、3,270万円に対して計算された結果、この前町が買取価格として約3,000万円でしたか、それで買ったと。その簿価とここの21年3月末の簿価の残が933万円なのか、その中には10月で処分したである備品、細かい備品があったと思うのですけれども、それはこの中に入っているかどうかということです。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） ちょっと質問の中身が十分理解をしていないのかもしれないですけれども、今回ちゃちゃの備品につきましては売却をいたしました。ノースキングにつきましては、先ほど説明をいたしましたように水中ポンプですとか、温泉設備

につきましては、これは無償といたしますか寄附という形をとりました。それで、購入をいたしましたのは、まず岩盤浴と音響設備ということで、これにつきましては、その時点でないものは処分をして整理をして、そして、あるものについても一度再評価をして、町のほうに売り渡したということで、よろしいでしょうか、そういう経過を含めて説明をしたわけですが、ということでもよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 黒坂議員。

○5番（黒坂貴行君） 売却損で出ている金額、要するにこれだけで見ますと固定資産の3月末現在の、手元に資料がありまして、売却をするときの金額を算定するときに、細々とした消耗品的なものを消却したと思うのですよ。処分というふうに書いてありますけれども、什器、備品、音響設備等から281万5,999円、通信カラオケ、これ全額処分という形で19万8,707円、この301万4,706円が、この933万何がしの売却損に含まれているかどうかということです。処分をしたのはただ投げて処分して、あと計算の中で終わらせた。

○議長（前田篤秀君） 石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 処分いたしました財産については、この中には含まれてはおりません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上をもって、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について、終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成21年度の事業報告書で、別紙2が平成22年度の事業計画書になってございます。

それでは、別紙1の平成21年度の事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成21年4月1日から平成22年3月31日まででございます。

《平成22年6月21日》

1 ページの事業概要につきましては、読み上げて報告いたします。

学田工場において実施した第20期、平成21年度の農産物加工事業につきまして御報告いたします。

今期も地場農産物の冷凍加工を中心に、あわせて端境期の受託加工も実施してまいりました。

一昨年は比較的天候に恵まれた中で事業を行うことができましたが、今期は春からの記録的な長雨や低温、さらには日照不足も重なったことから農作業が滞るなど、過去にもまれな天候不順の年となりました。

そのため、主力品目でありますかぼちゃにつきましては生育が進まず、一部に根腐れ病の発生が見られ、全体として小玉傾向になったため、原料の受け入れ及び加工数量とも計画を下回る実績となり、加工数量ベースで計画対比82.9%の取扱高にとどまりました。

その他作物につきましても、天候不順の影響で全般的に収穫がおくれるなどにより、受け入れ数量が計画を下回る品目が出ましたが、結果的に全体として取扱数量は少なかったものの、販売は比較的順調に推移し、計画売上高は確保することができました。

受託加工では、タマネギを継続して実施しましたが、むきタマネギにつきましては、ほぼ計画どおり受け入れ数量となりましたが、加工単価の高いスライスが少なかったため、売上高としては計画を下回る結果となりました。また、今期初めて露地アスパラガスに取り組みましたが、春の遅霜の影響もありまして、受け入れ数量は少量にとどまりました。

創業から20年、地場産品の活用と販路確保を行い、消費者、取引先のニーズに即した加工販売を心がけてきたところではありますが、食の安全・安心に対する関心が高い中で、より一層安全で安心していただける製品づくりに努めていく必要があります、引き続き関係各位の御支援と御協力を願うものであります。

次に、2 ページの庶務概要につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

3 ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、お目通しをお願いいたします。

次に4 ページは、原料・加工実績でありまして、こまつなからブロッコリーにつきましては、公社独自の加工販売品で、処理日数の合計が163日、対前年実績117%となりましたが、加工数量は46万2,948キログラム、対前年実績73.8%となりました。その他受託加工品タマネギのむき玉、スライスからアスパラまでですが、処理日数81日、対前年実績比67%、加工数量30万5,129キログラム、対前年実績78.7%の加工実績数となりました。

5 ページは、貸借対照表でございまして、流動資産は、現金から立替金まで、合わせて1億179万1,857円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせま

《平成22年6月21日》

して6,011万1,105円で、資産の部合計は1億6,190万2,962円となっております。

負債の部につきましては、流動負債が買掛金から未払給与まで1億7,887万2,854円、固定負債が317万5,725円で、負債の部合計は1億8,204万8,579円となっております。

純資産の部としましては、資本金が5,000万円、剰余金がマイナス7,014万5,617円でありまして、株主資本はマイナス2,014万5,617円となっております。

これによりまして、資産の部合計と負債、純資産の部合計は同額の1億6,190万2,962円となっております。

6ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につきましては、売上高から売上値戻り高まで1億8,555万9,096円、売上原価は期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで、1億5,165万9,218円となり、売上総利益は3,389万9,878円でありまして、販売費及び一般管理費が2,503万7,045円を要しておりますので、営業利益は886万2,833円となります。

営業外収益は受取利息から雑収入まで17万6,604円、営業外費用は支払利息割引料、雑損失で443万892円となっております。経常利益は460万8,545円となります。

この経常利益460万8,545円から固定資産売却損と固定資産除去損の特別損失260万310円を差し引きますと、税引前当期純利益は200万8,235円となり、法人税及び住民税が41万2,346円でありますので、当期純利益は159万5,889円となります。

7ページ、8ページにつきましては、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の前期末残高がマイナス7,174万1,560円で、当期変動額が159万5,889円でありますので、当期末残高がマイナス7,014万5,617円となっております。

株主資本の合計であります。前期末残高がマイナス2,174万1,506円で、当期変動額が159万5,889円でありますので、当期末残高はマイナス2,014万5,617円となっており、純資産合計の当期末残高も同額のマイナス2,014万5,617円となっております。

10ページは監査報告でありますので、お目通しを願いたいと思います。

引き続き、別紙2をお開きください。

別紙2、第21期、平成22年度の事業計画書について説明をいたします。

これは平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業計画となっております。

《平成22年6月21日》

す。

事業方針につきましては、読み上げての説明といたします。

第21期、平成22年度につきましては、これまでと同様に地場農産物の取り扱いをメインとし、加工技術の向上、コストの低減を図りながら事業を進めてまいります。

農産物加工事業を取り巻く状況は、海外からの輸入加工食品の安全・安心に対する関心度が高く、ポジティブリスト（残留農薬基準制度）を遵守している国内農産物、とりわけ道産品への関心が一段と強くなってきてございます。

長期化する不況下にあります、より一層良質な製品づくりを求められる中、当地域農業への信頼確保と畑作農家の安全に向けて努力してまいります。

主力製品のかぼちゃの需要はややスローペースながら堅調に推移しており、さらに積極的な売り込み拡大を進めてまいります。

また、当地域のイエスクリーン枝豆やインゲンについては、差別化を図ることや需要の動向を見ながら品種品目の選定と情報交換を行うなど、販路拡大と売上増に努めるとともに、多様化する消費者ニーズに対応できるよう生産体制を強化いたします。また、端境期の受託加工品についても計画的な受注を図り、工場稼働率の向上並びに収益確保を目指してまいります。

2ページの原料確保計画書について御説明いたします。

かぼちゃからチンゲン菜までの原料数量を891トン、対前年実績124%。加工数量を548トン、対前年実績比121%と見込んでございます。

受託加工につきましては、タマネギでの原料処理量を600トン、対前年実績163%、加工数量は390トン、対前年比139%を見込んだ計画となっております。

3ページは製造原価でありまして、原材料仕入高の材料費4,920万円、給与から福利厚生費までの労務費が4,735万円、外注加工費で90万円、消耗品費から雑費までの製造経費が4,922万円でありまして、総額1億4,667万円の計画となっております。

4ページにつきましては、販売費及び一般管理費でございまして、役員報酬から福利厚生費までの人件費で1,058万円、消耗品から雑費までの経費で1,763万円を計画しており、全体経費で2,821万円となっております。

5ページにつきましては、見積損益計算書でありまして、純売上高は売上高及び委託加工料で1億8,440万円、売上原価として当期製品製造原価の1億4,667万円で、差し引きますと売上総利益は3,773万円の計画でございます。

販売費及び一般管理費を2,821万円と見込み、今期営業利益は952万円の計画でございます。

営業外損益は受取利息を5,000円とし、営業外費用の支払利息、割引料を430万円とし、経常利益を522万5,000円と見込んだものとなっております。

税引前当期利益を同額の522万5,000円、法人税等を20万6,000円と見込

み、当期利益は501万9,000円の計画であります。

これによりまして、当期末処理利益及び損失は501万9,000円と見込んでいるものであります。

以上で株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告書の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（石川弘美君） 先ほど黒坂議員の質問の中で、特別損失に過去に整理をした財産について含まれているかという御質問に対し、訂正をさせていただきたいと思えます。

特別損失の固定資産売却損には、整理をいたしました財産、それらをすべて含まれております。公社の決算書では単に売却損ということで、これにすべてまとめられていますけれども、本来詳しく説明をするならば、売却損と除却損というふうに分けて記載すべきかなというふうに思っております。以後、そのようなことで指導したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 遠軽町農業振興公社について何点かお尋ねをいたします。

まず、昨年度の事業報告の貸借対照表、5ページになりますけれども、そこ、新年度の事業方針の1ページについてお尋ねをいたします。

まず、貸借対照表のほうですけれども、今、ちょっと私、紙の上で筆算で自己資本比率を計算したのですけれども、マイナスの8.6を超えるぐらいの自己資本比率なのです。それで、新年度の事業方針1ページには、財務の健全化については一言もうたっていないのですけれども、遠軽町が後ろ盾にいるから財務の健全化については取締役会で検討しないでいいという見解なのか、どうなのかということと、それから新年度の中にはこの施設を改修する予定だというふうに3月にたしか聞いたはずなのですが、それが一言も入っていないのですけれども、この辺はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。2点お願いします。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） まず、1点目の昨年の貸借対照表と比較してということで、財務の健全化についてなのですけれども、もちろん財務の健全化の町からのお金がついたということで、健全化について何もしてないということではないということでございます。

ます。

ただ、昨年非常に悪い時期であっても、売上高のおかげで何とか収益も157万円上げることができました。それにつきましては今年度も引き続き努力するというようなことでは取締役会のほうでは論議されてございました。

それと2点目の施設の改修部分がということなのですけれども、3月の時点でもお話ししましたけれども、あくまでも経営安定化資金、プラス施設の改修ということで説明したということだと思ってございます。ですから、当該年度に加える部分を改修するということは事業計画の当該年度に上げるという方法もあろうかと思っておりますけれども、それはあくまでもいわゆるまだ農産物の出来高によりまして、経営を黒、赤というのは大きく左右されるものだということだとして理解してございます。

ですから、大幅な黒字を見込まれた場合には、やはり改修部分も充てる場合もございましょうし、大幅な赤字といたしましうか、不良実績ですね、そういったことで作物ができない場合はやはり安定化に資金の関係で入れるということもあるということだとして認識してございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 新年度の事業方針の中に、ことしの作物の出来高が取れ高というのでしょうか、作況がどうなるとも会社を継続していくという観点に立てば、財務の健全化ということは当然事業方針の中に入れるべきだと思うのです。

それから、あわせて施設の改修という部分も含んで3月に遠軽町の新年度予算、この部分に関してですよ、農業振興公社に関する予算が可決したわけですから、施設の改修についてはこの事業方針の中にきちとうたうべきではないかと思っておりますけれども、違いますか。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） 財務の健全化をもちろん入れるべきということで、当然そういうこともあろうかと思っておりますけれども、引き続き黒字経営を目指してということで、具体的な健全化指数を幾らにして累損は減らしてということが入っていないのも事実でございます。ただし、何回も申しますけれども、やはり作物の昨年の決算でも出てるのですけれども、悪いなりにいろいろ中で御苦労されて黒字を出すような努力をしているということで、あえてこの事業計画書に触れていないのかなというふうなことでは思っております。

改修のほうもそうなのですけれども、全部やりますと億単位近い金額がかかるわけですが、やはり優先順位、衛生関係ですね、そこら辺の指摘をされた部分でまたその中で優先順位を考えるのと同時に、やはりどの程度の改修ができるかというのは決算見込み、今年度の農産物のできぐあいによりまして、次年度の決算見込みを考えながら公社の取締役会のほうで決められると思っておりますので、あえてこの中では現時点でどこの部分に幾

ら、どこの部分に幾らと、そういう細かい事業計画はのっていないのかなということで、思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 2番目の質問のほうですけれども、取引先の相手が施設を見に来て、ここを改修してほしいという希望があったわけですね。最低限それにこたえないとことしの取引にもかかわるのではないのでしょうか。ですから、細かく出せと言っているわけではありません。最低限ここは直したいという意味表示が事業方針の中にあってもいいのではないかなと思うのですけれども、そうでないと今までの取引の相手から、これがクリアされてないと取引しませんよというふうになるのではないのでしょうか。既存の設備のままで取引を拡大したいといっても、相手は承知しないというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 村本農政林務課長。

○農政林務課長（村本秀敏君） 当然昨年までも毎年そうなのですけれども、日本食品やなんか、お客様が施設を見られまして改善項目、多い場合は三十五、六点指摘されている部分がございます。その中で、簡易的なものはそれぞれその年度に処理してきてございます。今一番、荒井議員おっしゃっているとこの部分なのですけれども、実はやはり内部改修といたしましうか、トイレの部分は非常にお金がかかるということで出てますので、少なくとも旧農協の建物の部分、一度天井が裂けた部分でございます。いわゆる光の関係とごみの関係なのですけれども。ですから、公社の内部におきましては、今年度少なくとも作業員さんの効率を考えて天井を低くして、なおかつ蛍光灯やなんかも明るくすると。そのことがごみの飛散やなんかにつながるのではなかろうかと。そして、その結果、まだ黒字が若干改修に向けれるのがありますれば、トイレのつい立てですとか、今現在ビニールで囲っている状態ですので、やはりあれもできるところからお金の関係もございますけれども、改修しようということでは聞いてございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上をもって、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

《平成22年6月21日》

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告について御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1につきましては、平成21年度の事業報告書で、別紙2が平成22年度の事業計画書となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

別紙1、第15期平成21年度事業報告から御説明申し上げたいと思います。

事業報告につきましては、平成21年4月1日から平成22年3月31日まででございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度事業報告につきましては、読み上げて報告いたします。

1、スキー事業。平成21年度スキー事業は、11月20日から人工降雪作業を開始いたしまして、ゲレンデコースの整備を進め、予定どおり昨年より13日早い12月12日土曜日にテレキトリフトを運行し、一部滑走でオープンいたしました。ペアリフトにつきましては、12月28日月曜日からの運行を開始し、大きな索道事故及びトラブル、人身事故もなく、3月28日日曜日をもって営業を終了したところでございます。

今シーズンにつきましては、予定どおりオープンいたしましたけれども、12月に入り暖冬が続き、人工降雪が連日できない上、降雪にも恵まれず、全面滑走は1月中旬となり、客足のおくれをとりました。2月に入り昨年同様、週末のたびに吹雪、雨に見舞われイベント等が中止になるほか、3月に入り強風が頻繁に続きリフトの運行を中止、その強風で施設災害事故が発生するなど、自然の猛威に見舞われたシーズンでした。

それでも昨年より早くオープンしたことや、パーク施設等の拡大などにより、一般の集客は増加しましたが、上記などの理由によりまして合宿等が呼び込めなかったことや、大会等の人数の減少によりまして、団体客が減少する結果となり、売上高は前年比99.4%という実績となりました。スキー場の営業実績の概要ですけれども、営業期間につきましては、平成21年12月12日から平成22年3月28日、営業日数につきましては、106日、リフト利用者数につきましては23万5,748人、売上高につきましては、2,178万9,860円です。

続きまして、平成21年度スキー事業売上実績表につきましては、別表第1のとおりでございます。なお、実績表につきましては、2ページに記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

《平成22年6月21日》

4ページにつきましては、貸借対照表でございまして、資産の部につきましては、流動資産は現金及び預金から未収金まで合わせまして、418万9,839円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして、6,033万6,342円で、資産の部合計は、6,452万6,181円であります。

負債の部につきましては、流動負債は、未払金、未払法人税等、預り金、未払消費税等を合わせまして、101万8,950円で、負債の部合計も同額でございまして。

純資産の部につきましては、株主資本は、資本金、利益剰余金を合わせまして、6,350万7,231円で、純資産の部合計も同額でございまして。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は、6,452万6,181円で、資産の部合計と同額となります。

次に、5ページの損益計算書について御説明申し上げます。

純売上高につきましては、売上高2,178万9,860円、売上原価につきましては、期首棚卸高から期末棚卸高まで98万974円となり、売上純利益は2,080万8,886円でありまして、販売費及び一般管理費に6,313万585円を要しておりますので、営業損失は4,232万1,699円であります。

営業外収益につきましては、受取利息から施設受託料まで647万9,032円、営業外費用につきましては、施設委託費で250万4,250円となっておりますので、経常損失は、3,834万6,917円となります。

特別利益につきましては、受取補助金4,332万2,000円であります。

特別損失は、固定資産圧縮損、2,738万4,000円あります。

税引前当期純損失金額は、2,240万8,917円となり、法人税、住民税及び事業税が41万2,000円ありまして、当期純損失は、2,282万917円となっております。

6ページにつきましては、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明申し上げたいと思います。

株主資本の内訳は資本金は1億円で、当期変動額が生じておりませんので、同額が当期末残高となります。当期変動額が発生しています繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス2,280万917円で、前期末残高がマイナス1,367万1,852円ありますので、当期末残高はマイナス3,649万2,769円となります。株主資本の合計は、資本金1億円を加えました6,350万7,231円で、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第16期平成22年度事業計画について御説明申し上げます。

事業期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成22年度事業計画につきましては、読み上げて説明いたします。

平成22年度事業計画。スキー事業。

営業予定期間、平成22年12月12日から平成23年3月27日。営業予定日数、105日。営業予定時間につきましては、午前9時から午後9時まで、ナイターの営業につきましては、午後4時30分から午後9時まででございます。利用見積人員28万人。ペアリフト15万人とバンビリフト13万人でございます。売上見積につきましては、リフト券で1,600万円、シーズン券580万円、売店・レンタル等で220万円、合計2,400万円でございます。

2番目の平成22年度収支計画書でございます。

別表第2のとおりでございます。計画書につきましては、2ページに記載しておりますので、御参照願いたいと思います。

収入につきましては、リフト券、シーズン券から施設受託料まで合わせまして、5,900万円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで合わせまして、5,886万2,000円の計画であります。収支差引合計につきましては、13万8,000円の利益を見込んでおります。

以上で、株式会社フォーレストパークの経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上をもって、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に

《平成22年6月21日》

繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成21年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費の地域活性化・経済危機対策事業につきましては、金額1億1,557万1,000円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、国道支出金が1億832万円、一般財源が725万1,000円であります。同じく地域活性化・きめ細かな対策事業につきましては、金額3億1,763万3,000円を繰り越したものでありまして、財源内訳は、未収入特定財源としまして、国道支出金が2億7,620万2,000円、一般財源が4,143万1,000円であります。

4款衛生費1項保健衛生費の簡易水道事業特別会計繰出につきましては、金額650万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、国道支出金が650万円であります。

6款農林水産業費1項農業費の道営土地改良事業につきましては、金額280万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、その他が192万円、一般財源が88万円であります。

8款土木費5項下水道費の公共下水道事業特別会計繰出につきましては、金額1,150万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、国道支出金が1,150万円であります。

9款消防費1項消防費の全国瞬時警報システム整備事業につきましては、金額153万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、国道支出金が153万円であります。

11款災害復旧費1項災害復旧費の災害復旧事業につきましては、金額531万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は一般財源が531万円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号繰越明許費繰越計算書について、平成21年度遠軽町一般会計予算の報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 報告第5号繰越明許費繰越計算書について、平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松井経済部技監。

《平成22年6月21日》

○**経済部技監（松井雅弘君）** 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

2款事業費1項水道施設費の地域活性化・きめ細かな対策事業につきましては、金額650万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、その他一般会計繰入金が650万円であります。

以上で説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（前田篤秀君）** 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号繰越明許費繰越計算書について、平成21年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算の報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号

○**議長（前田篤秀君）** 日程第9 報告第6号繰越明許費繰越計算書について、平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松井経済部技監。

○**経済部技監（松井雅弘君）** 報告第6号繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款公共下水道費1項公共下水道費の地域活性化・きめ細かな対策事業につきましては、金額1,150万円を繰り越したものでありまして、財源内訳は未収入特定財源としまして、その他一般会計繰入金1,150万円あります。

以上で説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（前田篤秀君）** 質疑なしと認めます。

《平成22年6月21日》

以上で、報告第6号繰越明許費繰越計算書について、平成21年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算の報告を終わります。

◎日程第10 承認第1号から日程第12 承認第3号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第10 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）、日程第11 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第12 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書について御説明いたします。

平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成22年3月31日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,679万円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に353万7,000円追加、2項固定資産税に648万7,000円追加、3項軽自動車税に48万5,000円追加、4項たばこ税に229万2,000円追加、5項入湯税を25万1,000円減額、6項都市計画税を123万9,000円減額し、総額を21億871万6,000円としたものであります。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に199万8,000円追加、2項自動車重量譲与税を221万7,000円減額、3項地方道路譲与税を502万9,000円追加し、総額を2億1,681万円としたものであります。

3款利子割交付金につきましては、279万4,000円を減額し、総額を920万6,000円としたものであります。1項同額であります。

4款配当割交付金につきましては、6万4,000円を減額し、総額を173万6,000円としたものであります。1項同額であります。

《平成22年6月21日》

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、35万7,000円を追加し、総額を75万7,000円としたものであります。1項同額であります。

6 款地方消費税交付金につきましては、3,520万7,000円を追加し、総額を2億3,520万7,000円としたものであります。1項同額であります。

7 款自動車取得税交付金につきましては、638万円を追加し、総額を4,388万円としたものであります。1項同額であります。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、18万2,000円を追加し、総額を258万2,000円としたものであります。1項同額であります。

9 款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に48万9,000円追加、2項特別交付金に13万1,000円追加し、総額を2,522万円としたものであります。

10 款地方交付税につきましては、1億6,895万8,000円を追加し、総額を73億6,888万円としたものであります。1項同額であります。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、83万3,000円を追加し、総額を383万3,000円としたものであります。1項同額であります。

14 款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に75万4,000円追加、2項国庫補助金を574万2,000円減額し、総額を15億373万4,000円としたものであります。

15 款道支出金につきましては、1項道負担金に263万8,000円追加、2項道補助金を784万4,000円減額、3項委託金に302万5,000円を追加し、総額を4億5,873万9,000円としたものであります。

16 款財産収入につきましては、1項財産運用収入を15万円を減額し、総額を6,703万3,000円としたものであります。

17 款寄附金につきましては、315万5,000円を追加し、総額を1,023万5,000円としたものであります。1項同額であります。

20 款諸収入につきましては、5項雑入に67万4,000円を追加し、総額を1億7,042万1,000円としたものであります。これによりまして、歳入合計141億3,448万円に2億2,231万円を追加し、総額を143億5,679万円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 款総務費につきましては、1項総務管理費に3億3,167万7,000円追加し、総額を42億6,464万円としたものであります。

3 款民生費につきましては、1項社会福祉費を2,369万5,000円減額し、総額を18億3,476万8,000円としたものであります。

4 款衛生費につきましては、1項保健衛生費を1,695万5,000円減額し、総額を9億5,727万2,000円としたものであります。

《平成22年6月21日》

8款土木費につきましては、1項土木管理費を3,000円減額、2項道路橋りょう費を3,904万5,000円減額し、総額を15億7,437万8,000円としたものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に299万6,000円追加、2項小学校費を721万9,000円減額、3項中学校費を483万円減額し、総額を8億7,470万3,000円としたものであります。

12款公債費につきましては、2,061万6,000円減額し、総額を32億4,398万2,000円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計141億3,448万円に2億2,231万円を追加し、総額を歳入歳出同額の143億5,679万円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

15ページをお開き願います。

3、歳出。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振りかえであります。

15款基金運営費、基金運営事業3億3,167万7,000円の追加は、地方交付税等の増及び基金利子の確定並びに指定寄附金などによるものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業2,045万4,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものであります。後期高齢者医療事業324万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものであります。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、予防接種事業1,419万3,000円の減額はインフルエンザ予防接種扶助費の執行精査であります。健康診査事業276万2,000円の減額は、がん検診委託料の執行精査であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費3,000円の減額は土地開発基金利子の精査によるものであります。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう費、除雪対策事業3,904万5,000円の減額は、道路除排雪業務委託料及び排雪誘導警備業務委託料並びに機械借上料の執行精査であります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業、299万6,000円の追加は、指定寄附金及び基金利子の精査であります。

2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業721万9,000円の減額は、生田原小学校ほか5校、耐震2次診断業務委託料の執行精査であります。

3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業483万円の減額は、遠軽中学校ほか2校耐震2次診断業務委託料の執行精査であります。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子2,050万4,000円の減額は、町債償還利子及び一時借入金利子の精査であります。

3目公債諸費、公債費償還諸費11万2,000円の減額は、起債の借り入れ及び償還

に伴う手数料の精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開き願います。

2、歳入。1款町税1項町民税1目個人町民税1,758万円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

2目法人町民税1,404万3,000円の減額は、現年課税分及び滞納繰越分の減額であります。

2項固定資産税1目固定資産税648万7,000円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

3項軽自動車税1目軽自動車税48万5,000円は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額であります。

4項たばこ税1目町たばこ税229万2,000円は、現年課税分の追加であります。

5項入湯税1目入湯税25万1,000円の減額は、現年課税分の減額であります。

6項都市計画税1目都市計画税123万9,000円の減額は、現年課税分及び滞納繰越分の減額であります。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税は、199万8,000円の追加であります。

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税は、221万7,000円の減額であります。

3項地方道路譲与税1目地方道路譲与税は502万9,000円の追加であります。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金は279万4,000円の減額であります。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金は6万4,000円の減額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金は、35万7,000円の追加であります。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金は、3,520万7,000円の追加であります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金は、640万6,000円の追加であります。

2目旧法による自動車取得税交付金は2万6,000円の減額であります。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、18万2,000円の追加であります。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金は、48万9,000円の追加であります。

2項特別交付金1目特別交付金は、13万1,000円の追加であります。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、1億6,895万8,000円は普通

交付税及び特別交付税の追加であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項交通安全対策特別交付金 1 目交通安全対策特別交付金は、83万3,000円の追加であります。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金、75万4,000円は国民健康保険基盤安定負担金の追加であります。

2 項国庫補助金 4 目教育費国庫補助金 297万7,000円の減額は、住宅建築物耐震改修等事業補助金の確定に伴う減額であります。

5 目衛生費国庫補助金 276万5,000円の減額は、疾病予防対策事業費等補助金の確定に伴う減額であります。

1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 263万8,000円は、国民健康保険基盤安定負担金の追加であります。

2 項道補助金 7 目衛生費道補助金 784万4,000円の減額は、新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金の減額であります。

3 項委託金 1 目総務委託金 302万5,000円は、道税徴収委託金の確定に伴う追加であります。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 15万円の減額は、基金利子の確定による減額であります。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄付金 305万5,000円の追加につきましては、3月31日までの寄附にかかるものでありまして、社会福祉振興資金として、大通北6丁目、小成昭子様から3万円、学田3丁目、木暮武良様から2万5,000円、奨学資金貸付資金として、上湧別町株式会社渡辺様から300万円。

3 目ふるさと納税寄附金として千葉県田中敏文様から10万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いました予算措置をしたところであります。

2 0 款諸収入 5 項雑入 6 目雑入 67万4,000円は、宝くじ交付金の確定による追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについての御説明をさせていただきます。

承認第2号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、

《平成22年6月21日》

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書について説明します。

平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等の確定に伴い、最終調整を行い、地方自治法第179条の第1項の規定により、平成22年3月31日付けをもって専決処分をしたものです。

平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,235万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,473万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

歳入。1款国民健康保険税につきましては、953万5,000円を追加し、総額を4億7,204万円としたものであります。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金から175万3,000円減額し、2項国庫補助金に2,431万円を追加し、総額を5億1,734万2,000円としたものです。

4款療養給付費交付金につきましては、5,482万円減額し、総額を4,561万円としたものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、5,922万9,000円減額し、総額を8億6,786万3,000円としたものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金から432万4,000円減額し、2項道補助金から992万9,000円を減額し、総額を8,412万3,000円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、1,224万6,000円減額し、総額を3億1,240万円としたものです。1項同額です。

9款繰入金につきましては、2,045万4,000円減額し、総額を2億1,178万6,000円としたものです。1項同額です。

10款繰越金につきましては、1,704万2,000円を追加し、総額を1億356万6,000円としたものです。1項同額です。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料を59万2,000円追加し、3項雑入を2,891万8,000円追加し、総額2,982万1,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計27億2,709万4,000円から、8,235万8,000

0円を減額し、総額を26億4,473万6,000円としたものです。

次に、歳出について御説明します。次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から4,479万円減額し、2項高額療養費から860万2,000円減額し、総額を18億5,285万9,000円としたものです。

6款介護納付金につきましては40万8,000円減額し、総額を6,286万8,000円としたものです。1項同額です。

7款共同事業拠出金につきましては2,547万8,000円減額し、総額を3億157万9,000円としたものです。1項同額です。

8款保健事業費につきましては、2項特定健康診査等事業費から308万円減額し、総額を1,428万2,000円としたものです。

これによりまして、支出総額27億2,709万4,000円から8,235万8,000円を減額し、総額を26億4,473万6,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明します。国保の12ページをお開き願います。

3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振りかえです。

14ページ。2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、財源の振りかえと2,183万5,000円の減少は医療需要の減少によるものです。

同じく2目退職被保険者等療養給付費は、財源の振りかえと2,295万5,000円の減額は医療需要の減少によるものです。

16ページ。2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費860万2,000円の減額は、医療需要の減少によるものです。

18ページ。2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金は財源の振りかえです。

20ページ。3項後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金等は財源の振りかえです。

22ページ。6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金は財源の振りかえと40万8,000円の減額は医療需要の減少によるものです。

24ページ。7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療共同事業拠出金は、財源の振りかえと300万8,000円の減額は高額な医療需要の減少によるものです。

2目保健財政共同安定化事業拠出金2,247万円の減額は、高額な医療需要の減少によるものです。

26ページ。8款保健事業2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費は、財源の振りかえと308万円の減額は特定健康診査の受診者減少によるものです。

次に、歳入について説明いたします。

国保の6ページをお開き願います。

2、歳入。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、1,370万3,000円の追加と同じく2目退職被保険者等国民健康保険税は、416万8,000円の減額であります。

次の3款から、8ページの6款につきましては、それぞれ補助金、交付金等の決定及び確定に伴う補正です。

それでは、3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金292万3,000円の追加と、同じく8ページの2目高額医療費共同事業負担金432万4,000円の減額及び3目特定健康診査等負担金35万2,000円の減額は、高額療養給付費高額医療費共同事業医療費拠出金等の確定によるもので、2項国庫補助金1目財政調整交付金2,412万4,000円の追加と同じく2目出産育児一時金補助金3万8,000円の追加及び3目高齢者医療制度円滑運営事業補助金14万8,000円の追加は、交付金の決定によるものです。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金5,482万円の減額は、交付金の決定によるものです。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金5,922万9,000円の減額は、交付金の決定によるものです。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金432万4,000円の減額は交付金の決定によるものです。

同じく2項道補助金1目財政調整交付金992万9,000円の減額は交付額の決定によるものです。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金134万7,000円の追加、同じく2目保険財政共同安定化事業交付金1,359万3,000円の減額は、いずれも交付額の決定によるものです。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2,045万4,000円の追加は、事業精査によるものです。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金は1,704万2,000円の追加です。

11款諸収入1項延滞金、加算及び過料1目一般被保険者延滞金は59万2,000円の追加です。

同じく3項雑入4目一般被保険者返納金71万7,000円の追加は、返還金の収入増によるものです。

次に、6目雑入2,820万1,000円の追加は、医療制度改正に伴う還付金によるものです。

以上で、承認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。

平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、地方

自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書について御説明します。

平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ775万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,252万7,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明します。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明します。

歳入。1款後期高齢者医療保険料につきましては、706万1,000円を減額し、総額を1億6,553万2,000円としたものです。1項同額です。

3款繰入金につきましては、324万1,000円を減額し、総額を7,443万9,000円としたものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、237万8,000円を追加し、総額を237万9,000円としたものです。1項同額です。

6款広域連合交付金につきましては、17万円を追加し、総額を17万円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計2億5,028万1,000円から775万4,000円減額し、総額を2億4,252万7,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。次のページをお開き願います。

歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、627万6,000円を減額し、総額を2億3,987万9,000円としたものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、147万8,000円を減額し、総額を9万3,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計2億5,028万1,000円から775万4,000円減額し、総額を2億4,252万7,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明します。

後期高齢者医療の8ページをお開き願います。

3、歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金、627万6,000円の減額は、医療需要の減少によるものであります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金147万8,000円の減額は医療需要の減少によるものであります。

次に、歳入について御説明します。

《平成22年6月21日》

後期高齢者医療の6ページをお開きください。

2、歳入。歳入の1款から6款につきましては、それぞれ納付金、負担金等の確定に伴う補正です。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料706万1,000円の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金324万1,000円の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金237万8,000円の追加です。

6款広域連合交付金1項広域連合交付金1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金17万円の追加です。

以上で、承認第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました承認3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、17ページから18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、19ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、25ページから30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 12款公債費、31ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、歳入に入ります。

1款町税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款地方譲与税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款利子割交付金、7ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款配当割交付金、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 5款株式等譲渡所得割交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款地方消費税交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7款自動車取得税交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9款地方特例交付金、9ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款地方交付金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 11款交通安全対策特別交付金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15款道支出金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 16款財産収入、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17款寄附金、11ページから14ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20款諸収入、13ページから14ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第1号の質疑を終わります。
次に、承認第2号の質疑を行います。
質疑は第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
- 1款総務費、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款保険給付費、14ページから19ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3款後期高齢者支援金等、20ページから21ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6款介護納付金、22ページから23ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款共同事業拠出金、24ページから25ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 8款保健事業費、26ページから27ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
1款国民健康保険税、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款国庫支出金、6ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款療養給付費交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 5款前期高齢者交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款道支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款共同事業交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款繰入金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款繰越金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 11款諸収入、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 以上で、承認第2号の質疑を終わります。
次に、承認第3号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款広域連合交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認3件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第13 承認第4号及び日程第14 承認第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第13 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)、日程第14 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

《平成22年6月21日》

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第5号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度老人保健拠出金の確定による、国民健康保険特別会計繰出金の追加に伴い、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきまして、平成22年4月19日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億9,138万9,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては、169万6,000円を追加し、総額を404万円としたものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計130億8,969万3,000円に169万6,000円を追加し、総額を130億9,138万9,000円としたものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に169万6,000円を追加し、総額を20億7,307万7,000円としたものであります。

これによりまして、歳出合計130億8,969万3,000円に169万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の130億9,138万9,000円としたものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業169万6,000円の追加につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金169万6,000円につきましては、財政調整基金繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第5号専決処分の承認を求めることについてを御

説明をさせていただきます。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定より、別紙のとおり専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書について御説明いたします。

平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましても、老人保健拠出金の確定に伴い、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ337万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,226万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入。3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に113万9,000円を追加し、2項国庫補助金に30万1,000円を追加し、総額を5億9,077万8,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に23万4,000円を追加し、総額を1億1,428万2,000円とするものです。

9款繰入金につきましては、169万6,000円を追加し、総額を2億5,619万7,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計26億5,889万1,000円に337万円を追加し、総額を26億6,226万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。2ページをお開き願います。

2、歳出。5款老人保健拠出金につきましては337万円を追加し、総額を337万2,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計26億5,889万1,000円に337万円を追加し、総額を26億6,226万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

3、歳出。5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金1目老人保健医療費拠出金335万1,000円の追加です。

同じく2目老人保健事務費拠出金1万9,000円の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金144万円の追加です。

同じく2項国庫補助金1目財政調整交付金30万1,000円の追加です。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金23万4,000円の追加です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金169万6,000円の追加です。

《平成22年6月21日》

以上で、承認第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました承認2件の質疑を行います。
質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第4号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

3款民生費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

質疑は第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

5款老人保健拠出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、承認第5号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認2件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

《平成22年6月21日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第15 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通北7丁目伊藤太一様から、福祉文化センター建設資金といたしまして300万円の御寄附をいただいたものであります。

2といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、湧別町中湧別南町株式会社渡辺組様から、奨学資金貸付資金といたしまして300万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人、法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第2号から日程第20 議案第6号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第2号北海道市町村備荒資金組合理約の変更について、日程第17 議案第3号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第18 議案第4号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第19 議案第5号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、日程第20 議案第6号網走地方教育研修センター組合理約の変更について、以上5件は関連がありますの

《平成22年6月21日》

で、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○**財政課長（太田 守君）** 議案第2号北海道市町村備荒資金組合理約の変更について御説明いたします。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村備荒資金組合理約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表によりまして御説明をいたします。

第6条中、各支庁を北海道総合振興局及び北海道振興局のに改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○**議長（前田篤秀君）** 寒河江総務課長。

○**総務課長（寒河江陽一君）** 議案第3号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明をいたします。

第5条の表中、各支庁を北海道総合振興局及び北海道振興局のに改めるものであります。

別表中、区分及び市町村及び市町村の一部事務組合の名称等につきましては、北海道総合振興局及び振興局の名称、所管区域に準じてそれぞれ改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について御説明いたします。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道町村議会議員公

務災害補償等組合同規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明をいたします。

別表第2中、選挙区の区域の名称につきましては、北海道総合振興局及び振興局の名称に準じて、それぞれ改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第5号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御説明いたします。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明をいたします。

第6条第1項中、各支庁管内町村会長を各地区町村会長に改め、同条第2項中、支庁管内町村会副会長を地区町村会副会長に改めるものであります。

第7条第2項中、支庁管内町村会長を地区町村会長に改めるものであります。

別表第1中、支庁名及び市町村・一部事務組合及び広域連合の名称等につきましては、北海道総合振興局及び振興局の名称、所管区域に準じてそれぞれ改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号網走地方教育研修センター組合同規約の変更について御説明いたします。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、網走地方教育研修センター組合同規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

網走地方教育研修センター組合同規約の一部を変更する規約。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたし

《平成22年6月21日》

ます。

第1条中、網走支庁をオホーツク総合振興局に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村備荒資金組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号網走地方教育研修センター組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案5件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号網走地方教育研修センター組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第21 議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の6年間期限延長に伴い、引き

《平成22年6月21日》

続き固定資産税の課税免除を行うため、本条例を定めるものでございます。

それでは、別紙をお開き願いたいと思います。

この条例につきましては、5条で構成されまして、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして製造の事業、情報通信技術利用事業もしくは旅館業の用に供する設備を新設、もしくは増設した者について、地方税法の規定により、固定資産税の課税免除について条例を制定するものでございます。

前条例につきましては、平成22年3月31日をもって執行したため、改めて条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、趣旨の規定でありまして、法に基づき製造の事業、情報通信技術利用事業、もしくは旅館業の用に供する設備を新設、もしくは増設した者について、地方税法の規定により固定資産税の課税免除について規定するものでございます。

第2条は、課税免除の規定でありまして、過疎地域として指定を受けている期間内に課せる固定資産税につきまして、新たに固定資産税を課されることになった年度から3年の分の固定資産税に限り免除する旨を規定するものでございます。

第3条につきましては、課税免除の申請の規定でございます。固定資産税の課税免除を受けようとする者につきましては、免除を受けようとする年の1月31日までに申請書を提出しなければならない旨を規定するものでございます。

第4条につきましては、課税免除の取り消しの規定でございます。第2条の規定により免除を受けた者が1号または2号に該当するときにつきましては、課税免除を取り消すことができる旨の規定をするものでございます。

第5条は、委任の規定でありまして、条例の施行に関する必要な事項については規則へ委任することを規定するものでございます。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するというものでございます。

経過措置、第2項でございますけれども、執行前の遠軽町過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する適用設備を、旧条例の執行前に新設し、または増設した者にかかる固定資産税の課税免除につきましては、なお、従前の例によるということでございます。

第3項、旧条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為につきましては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすということでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

《平成22年6月21日》

議案第7号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第22 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長(加藤俊之君) 議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、遠軽町行政改革大綱の策定、進捗状況及びその他行政改革の推進に関することについて、調査及び審議を行う附属機関を置くため、本条例を制定するものでございます。

現在、要綱で制定されております遠軽町行政改革推進委員会設置要綱につきましては、今回この条例が施行されることにより、廃止とすることといたしたいと思っております。

それでは、別紙をお開き願いたいと思います。

条例は9条で構成されておまして、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な調整を実現するため規定するものでございます。

第1条は、目的の規定でございまして、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政を実現するため、遠軽町行政改革推進委員会の設置を規定するものでございます。

第2条は、所掌事務の規定でありまして、委員会で調査審議した事項について、町長に助言することを規定するものでございます。

第3条は、定数の規定でありまして、委員会の定数を16人以内と規定するものでございます。

第4条は、委嘱の規定でございまして、町政について執権を有する者のうち町長が委嘱する旨を規定するものでございます。

第5条は、任期の規定でございまして、委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の任期を規定するものでございます。

2項につきましては、特別の理由があるときは、任期中であっても委嘱を解くことができる旨を規定するものでございます。

第6条は、委員長及び副委員長の規定でございまして、委員会に委員長、副委員長を置

くことができる旨を規定するものでございます。

2項につきましては、会長の職務、3項につきましては、副会長の職務を規定するものでございます。

続きまして、第7条は、会議の規定でありまして、会議につきましては、会長が招集する規定、2項につきましては、半数以上が出席しなければ会を開くことができない旨の規定。3項につきましては、会議につきましては原則公開する旨を規定するものでございます。

第8条は、庶務の規定でございまして、委員会の庶務は総務部企画課において処理する旨を規定するものでございます。

第9条は、委任の規定でありまして、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める旨を規定するものでございます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

失礼いたしました。6条の2項については、先ほど会長の職務と申しましたけれども、委員長長の職務でございます。3項につきましては、副会長の職務と御説明申し上げましたけれども、副委員長長の職務ということで御訂正したいと思います。

7条につきましては、会議につきましては会長が招集する規定というふうにありますけれども、委員長が招集する規定ということでございます。大変申しわけございません。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第8号遠軽町行政改革推進委員会条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第23 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第9号遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第9号遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部改正につきまして御説明いたします。

行政組織の事務分掌の変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。
別紙をお開き願いたいと思います。

遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部を改正する条例。

遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部を次のように改正する。

次のページの参考資料新旧対照表によりまして御説明申し上げたいと思います。

第11条でございます。

ジオパーク推進課を企画課に改めるものでございます。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町エネルギービジョン推進委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

2時10分まで暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第24 議案第10号及び日程第25 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第10号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第25 議案第11号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第10号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、別紙のとおり本条例の一部を

《平成22年6月21日》

改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、子育て支援、少子化対策の観点から、子育てと仕事の両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することが基本となっております。今回の条例の主な改正点であります。1点目につきましては、早出遅出勤務にかかわる承認要件の緩和でありまして、2点目は深夜勤務、時間外勤務の制限を拡大するものであります。

それでは、新旧対照表の第9条ですが、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務を規定しておりますが、これまで職員が早出遅出勤務を請求する場合、配偶者が子を養育できる状態であれば請求できなかったものを、配偶者の状態にかかわらず請求できるよう改正するものであります。

第10条は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しておりますが、3歳に満たない子がいる職員が子を養育するための時間外勤務の制限の請求があった場合、時間外勤務をさせてはならない規定を、第2項として追加をするものであります。

現行第2項から第4項につきましては、改正後、それぞれ1号ずつ繰り下げ、本文中の改正は第2項の追加に伴います規定の整備であります。

以上で、参考資料の説明を終わり別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の日以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の規定による請求、同条例第10条第2項の規定による請求または施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則で定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第11号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、別紙のとおり本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

《平成22年6月21日》

本条例の一部改正につきましては、議案第10号と同様に男女ともに、子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することが基本となっております。今回の条例の主な改正点であります。1点目につきましては、育児休業をすることができない職員の要件の緩和、2点目としまして、育児休業の取得内容の緩和、3点目は、育児休業の取り消し理由の緩和等であります。

それでは、新旧対照表の第2条ですが、育児休業をすることができない職員の範囲を規定しておりますが、これまでは、配偶者が育児休業をしている職員及び当該職員以外の親が養育することができる職員については、育児休業を取得できませんでしたが、この規定から削除し、取得できるよう改正するものであります。

第2条の2につきましては出産後57日以内に、父親である職員がその子の育児休暇を取得した場合、再度育児休暇を取得することができるように規定を追加するものであります。

第3条は、見出しを育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情に改め、第1号は第5条の改正に伴い規定を整備するものであります。

第4号は、これまで夫婦が相互に育児休業を取得する場合に、職員の育児休業終了後配偶者が、3カ月以上育児休業等により養育していなければ、職員が再度育児休業を取得することができませんでしたが、職員が取得した育児休業終了後3カ月以上経過していれば、再度取得できるよう改正するものであります。

第5号は、これまで育児休業取得を一度に限り育児休業を取得できたものを、取得可能な期間内である1年間内において何度でも取得できるよう改正するものであります。

次に、第5条は、育児休業の承認の取り消し理由を規定しておりますが、育児休業により養育している子を職員以外の親がその子を養育することができることとなっても取り消し理由に当たらないこととするため、改正をするものであります。

第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員の範囲を規定しておりますが、第2条同様に要件の緩和について規定を改正するものであります。

第11条は、育児短時間勤務の取得要件を規定しておりますが、第3条第4号同様に、再度取得ができるよう取得内容の緩和について規定の改正をするものであります。

第13条は、育児短時間勤務承認の取り消し理由を規定をしておりますが、第5条同様に育児休業の取り消し理由の緩和について、規定の改正をするものであります。

第21条は、部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、第2条同様に要件の緩和について規定の改正をするものであります。

第22条、部分休業の承認につきましては、文言整理の改正であります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成22年6月30日から施行する。

経過措置として、この条例の施行の日前に、改正前の遠軽町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後

はそれぞれ改正後の遠軽町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第11条第5号の規定により、職員が申し出た計画とみなす。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号遠軽町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第12号

○議長（前田篤秀君）

日程第26 議案第12号 遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第12号遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について御説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴い、別紙のとおり本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料新旧対照表により御説明いたします。

本年4月から、月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対し、時間外勤務手当の引き上げ分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができるよう関係規則等の改正を行ったところでありますが、本条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、給与を受けながら職員団体のための業務を行うことができる期間等に時間外勤務代休時間についても、その期間とすることを規定するものでありまして、第2号中第11条を第8条の2に規定する時間外勤務代休時間、第11条に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第12号遠軽町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第13から日程第29 議案第15号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第13号遠軽町税条例の一部改正について、日程第28 議案第14号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、日程第29 議案第15号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

《平成22年6月21日》

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 議案第13号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料に基づき説明いたしますので、別紙の7ページの次にあります遠軽町税条例改正資料の1ページをお開き願います。

1、町民税について御説明いたします。

ア、イについては、地方税法の項が変更になったことに伴う規定の整備であります。

なお、表中、右端の適用年月日欄には、それぞれ条項ごとに適用日を記載してありますので御参照願います。

ウは、給与所得者の扶養親族申告書について、新たに規定するものであります。年末調整時に事業主に提出している扶養控除等申告書を税務署長に加え、町長にも提出するよう義務づけるものであります。

ただ、扶養親族申告書を給与支払者に提出することにより、町長に提出されたものとみなされますので、現在、各事業所で行っている事務と何ら変わるものではございません。

エは、公的年金受給者の扶養親族申告書について、新たに規定するものであります。年金の受給者が年金支払者に提出している扶養親族申告書を、税務署長に加え町長にも提出するよう義務づけるものであります。これにつきましても、扶養親族申告書を年金支払者に提出することにより年金受給者においては、これまでと同じ取り扱いとなります。

オは、65歳未満で年金所得を有する方のうち、給与から町民税を差し引かれている方についてであります。昨年度から年金にかかる税額だけ別に納付書で納めるようになりましたが、年金にかかる税額も以前と同じように給与から差し引かれるように改められました。

カから次の2ページ、クまでは、地方税法の項変更に伴う規定の整備であります。ケは、非課税口座内の上場株式等とそれ以外の上場株式等にかかる譲渡所得を区分して計算するというものであります。コ、サは、条文中租税条約の次に等を加えるものであります。

次に、2、固定資産税は、地方開発事業団の廃止に伴い、条文から削除するものであります。

3、たばこ税は、本年10月1日にたばこ税が引き上げられますので、税率を変更するものであります。

次に、附則の施行期日について御説明いたします。

《平成22年6月21日》

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用するものでありますが、ただし書きの中で一部規定については別に適用日を定めております。

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料に基づき説明いたしますので、次のページの遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

今回の改正は、附則第12項中の改正であります。第9項、第26項、第30項、第33項、第41項は、都市計画税の特例措置期間の延長、もしくは適用期限を延長するものであります。いずれも本町での該当はありません。

第1項から末尾の第46項までに記載されている項につきましては、地方税法附則の項の変更に伴う規定の整備であります。

次に、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布日から施行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料に基づき説明いたしますので、別紙の3ページの次にあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

アは、課税限度額を引き上げるものです。医療給付費分を現行47万円から、3万円アップし50万円に、後期高齢者支援金分を現行12万円から、1万円アップし13万円に、介護納付金分を現行9万円から、1万円アップし10万円に、それぞれ変更するものであります。限度額合計では68万円から、5万円アップし73万円になっております。

イは、国民健康保険税の減額についてであります。第23条は、限度額改正に伴う規定の整備であります。第23条の2は、新たに減免を指定するものであります。対象者は雇用保険の加入者で、倒産や解雇などにより失業した人であります。これらの方の保険税の計算に当たっては、前年の給与所得を7割減額し、100分の30とみなして算出するも

のであります。

第24条の2は、軽減を受けるための申告を指定したものであります。

ウは、平成20年度からスタートしました後期高齢者医療制度により新たに国保に加入することになった妻などの減免措置期間の延長であります。2年間に限られていましたが、期限が削除され、引き続き減免するよう見直されました。

エ、附則については、地方税法及び租税特別措置法の改正に伴う条文の整理など、規定の整備を行うものであります。

次に、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用するものであります。ただし書きの中で、一部規定については別に適用期日を定めております。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の質疑を終わります。

これより、議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の質疑を終わります。

これより、議案第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、各議案ごとに採決を行います。

これより、議案第13号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成22年6月21日》

次に、議案第15号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第16号

○議長(前田篤秀君) 日程第30 議案第16号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第16号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について説明をいたします。

重度心身障害者の医療費の助成の対象者の拡大を目的としまして、心身障害者福祉法施行規則中別表第5号に掲げる3級該当者に肝臓機能障害を追加することに伴う本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料によりまして説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、本条例第2条第1項の3級に該当するものの括弧書きの分中で、直腸と小腸の後ろの、「若しく」はを削除し、免疫の後ろに「若しくは肝臓の」という文言を追加するものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これより、議案第16号遠軽町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成22年6月21日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第17号

○議長(前田篤秀君) 日程第31 議案第17号遠軽町収入証紙条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺喜代則君) 議案第17号遠軽町収入証紙条例の一部改正についてを説明いたします。

さきの3月定例会におきまして、廃棄物の処理に関する清掃手数料の取り扱いの区分に、新たに10リットル用のごみ袋を新設したことに伴う本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町収入証紙条例の一部を改正する条例。

遠軽町収入証紙条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては参考資料により説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

今回の改正は、本条例第3条第1項の改正でありまして、種類の30円の前に20円を追加し、11種類から12種類とするものでございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成22年8月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第17号遠軽町収入証紙条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第18号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第18号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第18号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,060万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億8,199万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に137万1,000円を追加し、総額を7億2,354万円とするものであります。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に3,245万2,000円追加、3項委託金に137万5,000円追加し、総額を5億5,476万5,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、348万円を追加し、総額を351万円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、1,069万5,000円を追加し、総額を1,473万5,000円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては、3,823万1,000円を追加し、総額を8,823万1,000円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に300万円を追加し、総額を1億4,620万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計130億9,138万9,000円に9,060万4,000円を追加し、総額を131億8,199万3,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に5,015万8,000円追加し、総額を33億5,552万2,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に3,034万9,000円追加し、総額を21億342万6,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に349万3,000円を追加し、総額を8億5,972万6,000円とするものであります。

《平成22年6月21日》

5款労働費につきましては、440万2,000円を追加し、総額を3,786万4,000円とするものであります。1項同額であります。

7款商工費につきましては、50万円を追加し、総額を3億1,199万6,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、4項都市計画費の項内における執行科目の組みかえでありまして、予算額の補正はございません。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に5万円追加、7項保健体育費に165万2,000円追加し、総額を10億9,281万円とするものであります。

これによりまして、歳出合計130億9,138万9,000円に9,060万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の131億8,199万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費218万7,000円の追加につきましては、危機管理指導員1名の配置に伴う嘱託職員報酬及び報酬職分社会保険料であります。

5目財産管理費、本庁舎管理事業367万5,000円の追加につきましては、暖房用真空ポンプ取りかえ工事341万円は、庁舎建設時から使用中の真空ポンプの不具合により、蒸気ボイラーの運転停止状況が頻繁に発生していることから、取りかえを行うものであります。

備品購入費26万5,000円は、庁舎1階及び3階の貯蔵式ガス給湯器が使用不能となり、修繕に要する代替部品が相当の年数経過により入手困難なことから、新たに購入するものでございます。

6目企画費、企画一般経費4,080万円につきましては、株式会社フォーレストパークの民間株式取得にかわる出資金であります。

7目支所及び出張所費、白滝支所管理事業6万6,000円につきましては、電力使用状態のデータ取得及び利用にかかる手数料でありまして、電気使用体系のデータ集積及び電力管理モニターによる監視により電気料金の節減を図るものであります。

15目基金運営費、基金運営事業、343万円につきましては、指定寄附金9件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

3款民生費1項社会福祉費3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業2,805万円につきましては、遠軽町社会福祉協議会が道の介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金を活用して建設する小規模多機能型居宅介護施設建設事業補助金であります。財源は、全額道補助金であります。

《平成22年6月21日》

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業229万9,000円につきましては、正職員1名減に伴う嘱託職員報酬、報酬職分社会保険料及び臨時職員賃金を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、健康診査事業274万3,000円につきましては、平成21年度に引き続き実施する女性特有のがん検診推進事業でありまして、健診対象者は、乳がん検診760人、子宮がん検診570人で、対象者の30%の受診率を目指しております。事務経費として、消耗品費1万円、乳がん、子宮がんにかかる検診委託料221万8,000円、クーポン券作成交付にかかる女性特有のがん検診推進事業業務委託料51万5,000円を計上するものであります。

なお、国庫補助率は平成21年度の全額補助から2分の1へ変更になっております。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費75万円につきましては、飲料水確保事業の補助金でありまして、飲料水確保のためのボーリングにかかる経費に補助するものであり、丸瀬布地域1件の申請により計上するものであります。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費、雇用対策事業440万2,000円の追加につきましては、国の緊急雇用創出事業にかかる補助金の追加配分により、7月から観光案内事業及び給与支払い報告書等電子化事業の2事業を実施するものであります。

臨時職員4名、延べ600日の雇用創出を図る経費として、賃金職分社会保険料50万5,000円、臨時職員賃金336万8,000円、費用弁償43万9,000円及び消耗品費9万円を計上するものであります。財源は全額道補助金であります。

7款商工費1項商工費4目観光費、観光協会助成事業及び地域イベント事業につきましては、観光協会補助金に計上していた丸瀬布観光まつり補助金に対して、財団法人地域活性化センターから300万円の助成が決定したことにより、丸瀬布観光まつり実行委員会に直接補助金として支出するため、観光協会補助金から丸瀬布観光まつり実行委員会補助金へ500万円を振りかえるものであります。

5目観光施設費、ふるさと公園管理事業50万円の追加につきましては、木芸館開館20周年記念事業補助金でありまして、木芸館の管理委託を受けている丸瀬布林産協同組合から記念事業にかかる経費助成の要請を受けて補助するものであります。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業につきましては、地積調査推進委員会委員の報酬を報償費に組みかえるものであります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業5万円につきましては、指定寄附金1件による奨学資金貸付基金繰出金の追加であります。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費165万2,000円の追加につきましては、3月21日の低気圧による強風により人工降雪装置機械室の外壁等が破損したことに伴うロックバレースキー場維持補助金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

《平成22年6月21日》

2、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目衛生費国庫補助金137万1,000円につきましては、女性特有のがん検診推進事業にかかる疾病予防対策事業費等補助金であります。

15款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金2,805万円につきましては、小規模多機能型居宅介護施設居宅介護建設事業にかかる介護基盤緊急整備特別対策事業交付金であります。4目労働費道補助金440万2,000円につきましては、緊急雇用創出事業補助金の追加であります。

3項委託金4目教育費委託金137万5,000円につきましては、平成21年度に引き続き現教育相談員をスクールソーシャルワーカーとして活用し、事業を推進するものであります。なお、委託金は現教育相談員の報酬、社会保険料に充当されることから、歳出予算の計上はございません。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金347万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、岩見通北5丁目、木村充様から5万円、川崎市、太田秋広様から10万円、社会福祉振興資金として学田2丁目、岡本ちや様から5万円、福路2丁目、石ヶ森寅藏様から5万円、西町3丁目、須田幸正様から10万円、2条通北7丁目、穴戸忠光様から5万円、豊里、田中勲様から2万円、奨学資金貸付資金として、南町1丁目、大島實様から5万円、福祉・文化センター建設資金として、大通北7丁目、伊藤太一様から300万円。3目ふるさと納税寄附金1万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、恵庭市、渋谷栄治様から1万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり振興基金繰入金1,069万5,000円につきましては、交通安全指導員制服購入にかかるまちづくり振興基金繰入金であります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、3,823万1,000円の追加であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入300万円につきましては、丸瀬布観光まつり実行委員会補助金にかかる合併市町村住民組織活性化支援事業助成金であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 説明がなかったので、ちょっとお聞きをしたいのですが、6目の企画費の出資金4,080万円、これはフォーレストパークの民間の出資金5,100万円ですから、2割カットで4,080万円ということなのかなというふうに思うのですが、その2割カットした減少した理由についてお知らせいただきたい。

《平成22年6月21日》

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 2割カットというよりは、出資金を今回フォーレストパークの決算で欠損金が生じておりますので、それで1億円を8,000万円に減少したという形になります。それを残った分の8,000万円の分の民間出資金を町で買うということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） そうしますと、当然減資しているわけですから、遠軽町の持ち分4,900万円も減資されているはずですよ。遠軽町4,900万円出資して減資した分の整理というのは、したらいつの議会で出くるのですか、減資分の数字というのは。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 予算上というよりは、共通減資ということで、出資金、民間の分と町の分合わせて1億円分が2,000万円減資したという形になってございますので、予算上はのってこないような形になっております。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） したって、町は4,900万円貸したって、その分2割カットした分が町の財産から出るわけでしょう。その出た分を議会に示さないでいいのかい。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 決算のときに出資金の関係がのってまして、その関係で減資になってくるような形になってきます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） ということは、来年の3月の決算期というのですか、そのときにその数字が出てくるということですか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 今、山田議員が言われたことでございます。それで、議会の議決の関係ですけれども、地方自治法上でいいますと、財産の関係で議会の議決が必要だというふうになってございますけれども、この今回の出資金の減資につきましては、町が積極的に減資しているわけでないということで、会社のほうで欠損金が生じているということの減資してございますので、議会の議決は必要ないということで解釈しておりますので、そういう面ではこちらにのってきませんけれども、最終的に決算状況の中で財産の形で今持っていた減資の株券の分が少なくなるという形で報告はするという形になっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 議会の議決は必要ないというのは、それは理解しますよ。理解はしますけれども、しかし、町が税金で4,900万円出資しているわけですよ、投資して

いるわけですよ。それが町民に知らされない中で減資をされると、税金がなくなるわけですから、消えるわけですから、その分2割分がですね。それが町民にも説明がない、議会にもそれがきちんと説明が今までなかったということも含めて、町民に対しては、したらどういうふうに説明をするのですか、町の説明責任はどこにあるのですか、したら。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 議員の皆様方にはこれまでも経過について、それぞれ御説明申し上げてきているところではございますけれども、今、御指摘ございましたように、町民のほうにもそれなりの時期にやはりきちっとしたお知らせをしなければならないというふうに考えてはおります。

ただ、今回の減資手続につきましては、5月の6日に登記といえますか、そちらのほうを完了しております、決算で申し上げれば22年度の決算に出てくるという形になります。ですから、その決算でのタイミングがよろしいのか、もっと別な形の中で広報等を通じた形の中でお知らせするのがいいのか、ちょっと検討をさせていただいて、いずれにいたしましても、広報もしくはホームページ等を通じた形の中でお知らせをしていくような形で考えてまいりたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

そのほかに。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 今のフォーレストパークの関係なのですけれども、町が民間の株を買って100%の子会社にして、これから運営していくということなのですけれども、その場合に、これ委員会でも聞いたのですけれども、もう少し詳しくお話をいただきたいのですが、リフトを運行すれば、いわゆる索道技術管理者が必要ですね。現在はその上のポスト、安全統括管理者というのが必要なのですけれども、これは常勤の人間で会社の人事と予算に権限があることということになってますね。そういった場合に、町が100%の子会社にする場合に、この安全統括管理者というのは人事も予算も権限があるわけですから、取締役役に就任してなければならないというふうに私は解釈しているのですけれども、その辺を確認できますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 御質問にお答えしたいと思います。

現在、安全統括管理者をやっているのは支配人でございます。今回役員がかわりまして、この安全統括管理者の資格を取得するまでには4シーズン、4年間スキー場としての経営に参画していなければならないというのがありますので、そんな形で当面事務局のほうには今の支配人を置くというふうな形で報告してございますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） ですから、この支配人という、名前だけの支配人ではなくて支配人登録をするか、取締役就任してなければならないのではないのかということなのです。それを確認したいのです。名前だけの支配人でないのですよ。質問の意味わかりますね、確認させてください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 確認いたしまして、後日返答いたしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、12ページから13ページ。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 13ページの予防費の委託料なのですけれども、女性特有がん検診推進事業委託料、これ国のほうでは50%とっておりますのに、50%の委託料の計上というのはなく30%になっている根拠というか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 委託料でございますけれども、委託料が50%ということではございません。国のほうで昨年、受診率の計画につきましては国が補助事業に対する費用を把握するため50%で積算してくださいということで、遠軽町においても50%で設定したという事実がございます。

ことしの受診率の予想でございますけれども、一応30%で想定をさせていただきました。この30%というのが昨年度の実績が乳がん、子宮がんともに19.8、18.7、2

《平成22年6月21日》

0%を若干下回る数字でございましたので、それを上回る数字まで引き上げたいという願望もございます。それに伴いましていろいろ誘導するような買い物ツアーですとか、いろいろな企画をして受診率を上げようというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） わかりました。詳しくは明日質問させていただきます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款労働費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、20ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で質疑を終わります。

これより、議案第18号平成22年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 認定第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 認定第1号平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 認定第1号平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

平成22年3月31日をもって解散しました網走支庁管内町村交通災害共済組合の一般会計歳入歳出決算については、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、構成団体がその事務を継承することから、さきの4月21日に本町の監査委員によります会計監査を受けておりますので、その審査意見書を添えて議会の承認を受けるものであります。

別紙、決算書の2ページをお開き願いたいと思います。

歳入総額は4,342万9,727円で、歳出総額は4,342万1,075円でありまして、歳入歳出差引残額は8,652円ですが、この残額は公平委員会会計に繰り越し処理し、実質収支額はゼロ円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、認定第1号平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

《平成22年6月21日》

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 3時10分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 岩 渕 武 正

署 名 議 員 杉 本 信 一

《平成22年6月21日》